

各主体の責務等を規定した文京区条例

| | |
|-------------------------------|----|
| 文京区個人情報の保護に関する条例 | 2 |
| 文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 | 3 |
| 文京区みどりの保護条例 | 5 |
| 文京区介護保険条例 | 6 |
| 文京区自転車等の放置防止に関する条例 | 7 |
| 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 | 8 |
| 文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱 | 9 |
| 文京区景観条例 | 10 |
| 文京区住宅基本条例 | 11 |
| 文京区文化財保護条例 | 12 |

(文京区例規集掲載順)

文京区個人情報の保護に関する条例(抜粋)

平成五年三月三十日
条例第六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、区民等に対して自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であり、かつ、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたものをいう。
- 二 区民等 実施機関により個人情報が保管されている区民又は区民以外の者をいう。
- 三 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(実施機関等の責務)

第三条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報を収集し、保管し、又は利用する実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報に係る秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第五条 区民は、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋)

平成十一年十二月十日
条例第四十三号

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- 三 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 四 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

第二節 区長の責務等

(基本的責務)

第三条 区長は、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため、廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第四条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要があると認めるときは、区民及び事業者に対し、指導し、又は助言することができる。

(公開)

第五条 区長は、廃棄物の減量及び処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければ

ならない。

(区民参加)

第六条 区長は、一般廃棄物の減量及び処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(文京区廃棄物総合政策会議への諮問)

第七条 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、第六章で定める文京区廃棄物総合政策会議に諮らなければならない。

(他の地方公共団体との協力等)

第八条 区長は、廃棄物の減量及び処理に関する事業の実施に当たって、必要があると認めたときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

第三節 事業者の責務

(事業者の責務)

第九条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第四節 区民の責務

(区民の責務)

第十条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるものとする。

- 2 区民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し区の施策に協力するものとする。

文京区みどりの保護条例(抜粋)

昭和五十年四月一日
条例第五十三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、区民の健康及び快適な都市生活を維持するため、みどりの保護と育成を通じて、豊かな自然環境を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「みどり」とは、樹木及び樹林並びに草花をいう。

(区長の責務)

第三条 区長は、都市における自然の重要性を認識し、区民及び事業者とともに、あらゆる施策を通じて、みどりの保護と育成に努めなければならない。

(区民の責務)

第四条 区民は、自らみどりの保護と育成に努めるとともに、区長と協働してみどりの保護と育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その社会的責務を自覚し、事業活動を行うに当たっては、区長と協働してみどりの保護と育成のために必要な措置を講じなければならない

文京区介護保険条例(抜粋)

平成十二年三月二十三日
条例第三十九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、介護保険について、法令に定めがあるもののほか、介護保険事業の運営に関し基本的な事項を定めるとともに、区、介護給付等対象サービスを提供しようとする事業者(以下「事業者」という。)及び区民の責務を明らかにすることにより、区における介護保険事業の円滑かつ適切な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

(介護保険事業運営の基本原則)

第三条 区における介護保険事業の運営は、介護給付等対象サービスが、要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「利用者」という。)の人格の尊厳と選択の自由とを尊重して提供されることを目指して行われなければならない。

(事業運営に関する区の責務)

第四条 区は、前条の規定にのっとり介護保険事業を運営するとともに、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るため、必要な施策の実施に努める責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条の規定の趣旨を尊重し、介護給付等対象サービスの提供に努めるとともに、介護保険事業の円滑な運営を図るために行う区の施策に協力する責務を有する。

(区民の責務)

第六条 区民は、第三条の規定の趣旨を尊重し、介護保険事業の円滑な運営を図るために行う区の施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び苦情への対応)

第七条 区は、利用者及びその家族その他の者からの介護給付等対象サービス及び事業者その他介護保険に関する相談又は苦情への適切な対応と迅速な処理に努めるものとする。

(区民参画)

第八条 区は、法第百十七条第一項の規定による介護保険事業計画を定めるに当たっては、区民の参画する機会の確保に配慮し、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

文京区自転車等の放置防止に関する条例(抜粋)

平成七年三月二十二日
条例第十一号

(目的)

第一条 この条例は、駅周辺の道路等における自転車等の放置防止に関し必要な事項を定めることにより、通行の障害を除去するとともに、良好な生活環境の確保及び駅周辺の道路等の機能低下の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車等 自転車及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 二 道路等 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 三 放置 自転車駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。
- 四 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等を駐車するための施設をいう。

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、自転車等の放置防止に関する意識の啓発等必要な施策の実施に努めなければならない。

(区民の責務)

第四条 区民は、自転車等の放置防止に関する意識を高め、良好な生活環境の維持向上に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(自転車等利用者の責務)

第五条 自転車等の利用者は、道路、公園その他の公共の場所に自転車等を放置することのないよう努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第六条 鉄道事業者は、その鉄道の利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第七条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(抜粋)

昭和五十三年十二月九日

条例第三十六号

(目的)

第一条 この条例は、中高層建築物の建築に係る計画の事前公開並びに紛争のあつせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もつて地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条〔略〕

(区長の責務)

第三条 区長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

(当事者の責務)

第四条 建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 建築主及び近隣関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもつて、自主的に解決するよう努めなければならない。

(工事施工者等の協力義務)

第五条 工事施工者等は、前条に規定する建築主の責務を認識し、紛争の防止及び紛争の解決のため、協力しなければならない。

文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱(抜粋)

昭和五十七年六月一日
五六文建管発第二九二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この要綱は、区内における無秩序な宅地開発及び中高層建築物等の建設を防止するとともに、定住人口の確保及び増大を図るため、その事業者に対し指導基準を定めて協力を求め、本区が目標とする「安全で心地よい地域社会を創る」ことの促進と地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条〔略〕

(各事業者の責務)

第三条 各事業を行う者(以下「各事業者」という。)は、事業計画の策定及び事業の実施に当たっては、文京区基本構想及びこれに基づく計画の趣旨に整合するよう努めるとともに、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和五十三年十二月文京区条例第三十六号)の趣旨に基づき、周辺住民の理解と協力を得る対策を講ずるものとする。

2 各事業者が前条の事業を実施するために土地を取得する場合(他の者が取得した土地をあてるときは、他の者が土地を取得する場合を含む。以下同じ。)において、その土地に居住し又は事業を営む者が引続きその土地又は文京区内の近接地で居住又は営業を希望する場合は、各事業者は、その意向を尊重するよう努めるものとする。

文京区景観条例(抜粋)

平成十一年十二月十日
条例第三十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文京区(以下「区」という。)、区民等及び事業者が協働の下に区の貴重な景観資源である「坂」と「緑」と「史跡」を生かした個性豊かな魅力ある景観づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条〔略〕

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を実現するため、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

2 区は、前項に規定する施策の実施に当たっては、区民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、公共施設の整備を行うに当たり、景観づくりにおいて先導的な役割を担うよう努めるものとする。

4 区は、景観づくりに対する区民等及び事業者の意識の高揚を図るため、その普及及び啓発に努めるものとする。

5 区は、前項の普及及び啓発を行うため、景観づくりに関する調査、研究を行うとともに、情報の提供に努めるものとする。

(区民等及び事業者の責務)

第四条 区民等及び事業者は、区が行う施策に協力するとともに、自らが景観づくりに取り組む主体であることを認識し、景観づくりを推進するよう努めるものとする。

文京区住宅基本条例(抜粋)

平成四年十月二日
条例第四十四号

文京区は、文化と教育の歴史のなかで、山の手と下町をあわせもつ良好な住宅地を形成してきた。引き続き文京区が都心に近接した良好な住宅地として発展していくためには、居住水準や住環境の向上、住機能と業務機能との調和、均衡のとれた人口の維持・回復など、多くの課題と取り組んでいかなければならない。

これらの課題は、文京区のまちづくりに関わる大きな問題であり、その解決は、すべての区民にとって共通の願いである。

住宅は、まちの基本要素であり、住宅のありようは、区民生活の質はもとより、都市の活力や地域社会の維持・形成とも密接に関連するものである。

われわれ文京区民は、良質な住宅と良好な住環境を確保し、居住の場として魅力あるまちを築いていかなければならない。

このためには、区及び区民の役割を明らかにし、双方が一体となって推進していく地域に根ざした住宅政策の確立が必要である。

われわれ文京区民は、このような認識の下、貴重な都市空間をともに分かち合いながら、人間性豊かな地域社会の実現を目指すことをここに宣言し、文京区にふさわしい住宅政策の目標とその基本的方向を明らかにするため、この条例を制定する。

第一章 総則

(住宅政策の目標)

第一条 文京区(以下「区」という。)の住宅政策は、区民が将来にわたって良好な住環境の下で良質な住宅を確保できるようにすることにより、活力ある地域社会の形成に資することを目標とする。

(区の責務)

第二条 区は、前条の目標を実現するため、住宅に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 区は、前項の規定により住宅に関する施策を実施する場合には、必要に応じ、国、東京都、都市基盤整備公団、東京都住宅供給公社その他の関係機関との連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第三条 区民は、居住水準の向上及び良好な住環境の形成に努めるものとする。

2 開発事業者(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項の開発行為又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第十三号の建築を行う者をいう。以下同じ。)は、区が実施する住宅に関する施策に協力するよう努めるものとする。

文京区文化財保護条例(抜粋)

平成四年三月三十一日
条例第二十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文京区(以下「区」という。)の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて区民の文化向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条〔略〕

(区等の責務)

第三条 区は、文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 区民は、文化財の保護に努めるとともに、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が郷土にとって貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、文化的活用に努めなければならない。

4 文化財の所有者等以外の者で、文化財の保存に影響のある行為をしようとするものは、文京区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が文化財の保存に対し行う助言又は指導を尊重しなければならない。

5 教育委員会は、教育活動及び広報活動を通じて、文化財保護に関する知識の普及及び意識の高揚に努めるとともに、文化財の研究及び保護を行う自主的活動並びに地域文化活動の育成に努めなければならない。

6 教育委員会は、文化財について調査し、その所在及び保存状況を明らかにするよう努めなければならない。

7 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。